

一戦後60年と私たちの歴史認識一

第16回「核戦争に反対し、核兵器廃絶を求める医師・医学者のつどい」(05/10/23)

高橋信（元県立高校教諭、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟を支援する会）

〈はじめに〉一空襲被害のとらえ方の「転換」→朝鮮女子勤労挺身隊の調査、そして裁判へ
・1985年、軍需工場（愛知時計・愛知航空機工場）、熱田空襲の跡地に立つ熱田高校に転勤
・99式艦上爆撃機、同「彗星」の生産地→これらの爆撃機は、①なんのために作られたか、
②生産を担ったのは誰か。→加害の視点からこそ戦争を捉えることが、重要。

1、日本国憲法とは何か

- (1) 侵略戦争を繰り返してきた日本に対して、世界が「もう日本の侵略戦争を許さない」との決意を日本に突きつけたものを日本が受け入れて世界に宣言した「不戦の誓い」であり、侵略戦争と植民地支配に対する日本の被害国に対する「謝罪」(Chalmers Johnson)である。
- ・日清戦争と旅順大虐殺（1894～1895）
 - ・日露戦争（1904～1905）
 - ・竹島併合宣言（1905）、第2次日韓協約（1905）→日韓併合（1910）
 - ・第1次世界大戦（1914～1918）
 - ・シベリア出兵（1918～1922）
 - ・第一次山東出兵（1927）
 - ・第二次山東出兵→（济南大虐殺）、第三次山東出兵（1928）→張作霖爆殺（1928）
 - ・柳条湖事件。満州事変（1931）→十五年戦争のはじまりと第一次武装移民「満州」へ（1932）→日本人移民実施要項（1933）=花嫁を「満州へ」→「満州農業移民20カ年百万戸送出計画」=500万人送出計画決定（1937）
 - ・盧溝橋事件（1937）→日中戦争（1937～）
 - ・マレー作戦と真珠湾攻撃→太平洋戦争開始（1941～）
- (2) 「戦争」「植民地支配」は、相手あってのこと。したがって、憲法、靖国問題、教科書問題などは、「国際的」な性格をもつ。「内政干渉」という反論は、侵略と植民地支配を覆い隠す悪質な屁理屈
- (3) 「不戦の誓い」を憲法の3原則が支えている。
- ①平和主義 ②国民主権=立憲主義（国民が国家を縛る） ③基本的人権（生命・自由・幸福）

2、「戦後60年」を“日本国”は、どのように迎えたか。

- (1) 憲法「改正」の大合唱→自民党案(05/8/1)→(①「自衛軍」=海外派兵・集団的自衛権の行使・国連軍への参加、②「自由及び権利には責任及び義務が伴う」と追加、③「公共の福祉」→「公の秩序」)、④国及び「公共団体」は、「社会的儀礼の範囲内にある場合を除き」、……宗教的活動をしてはならない。⑤改正の手続き=総議員の2/3→過半数)、自民党に追随する公明・民主の「改憲活動」→自民党第2次案(05/10/12)①「愛国心」を前文に挿入の方向で検討中、③「環境権」などを盛り込む→「国民投票法案」時期通常国会に
- (2) 教育基本法「改正」(=「愛国心」の強要)の大合唱→自民・公明・民主
- (3) 靖国神社(=①戦争賛美神社※、②A級戦犯合祀、③空襲の犠牲者除外)賛美の大合唱→読売新聞「意見広告」(05/8/1)〈資料〉
- ※遊就館上映の映画・「君にめぐりあいたい」→「50数年前、この国は、1つの戦争をしていました。日本という国が生きるか死ぬか。存亡をかけた戦いをしていました。大東亜戦争です」、「戦える者はすべて、日本という国のために、愛する家族、恋人を守るために、戦場におもむいたのです。…日本政府を代表する内閣総理大臣の靖国神社参拝は、中断されています。なぜなのでしょうか。大東亜戦争を批判する人がいるからです。日本は侵略戦争をしたと考えているからですか。日本軍は残虐な行為をしたと信じているからですか。英靈につくす感謝の心はないのですか。」
- (4) 「つくる会」教科書採択をめざすの大合唱→大田原市、杉並区、愛媛県で採択→「つくる会」教科書の役割(01年は「歴史」分野0.04%→05年は0.4%。「公民」分野0.05→0.2%)〉資料〈新聞資料〉〈つくる会〉総会議案〉 資料

- (5) 戦後補償裁判で原告の請求次々に棄却→軍「慰安婦」、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟判決(05/2/24)、「731部隊」、「南京大虐殺」「平頂山事件」「劉連仁事件」判決など「加害事実」は認定→時効、除斥期間、国家無答責、日華条約・日韓条約などにより請求権消滅
- (6) 「戦後50年決議」より大後退(「植民地支配と侵略的行為」を削除)した「戦後60年国会決議」

3、「戦後60年」を“市民”は、どのように迎えているか。

- (1) 名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟(1999年3月1日~)
(2) 原爆症認定訴訟(2003年4月17日~)
(3) 中国残留孤児国家賠償請求訴訟(2003年9月24日~)
(4) 自衛隊イラク派兵差し止め訴訟(2004年2月23日~)
- 以上(1)~(4)→①戦争被害は、終わっていない。
②原告らの「早期救済」は、急務→「原告らに戦後70年はない」
③歴史から学ばない者は、歴史を繰り返す。
- (5) 「九条の会」が職場、小・中学区学区、専門分野などで網の目のようにつくられつつある。
(6) 各地域で「戦争体験を語り継ぐ会」「戦争展」などが開催された。
(7) マスメディアも「それなりに」良心的な記事・企画を組んでいる。

4、私たちの課題は何か

- (1) 真の謝罪とは一何回「謝罪」したらいいの、「内政干渉」をしないで〈新聞資料〉一とい
うまことしやかな“ウソ”を超えて→真の謝罪(=①事実を隠さず、調査する真摯な姿勢、②事
実の全面的公表、③事実に基づく真摯な謝罪、④資料・戦跡などの保存と追悼記念碑の建立
など、⑤戦争賛美の碑、施設などを撤去、⑥立法と行政による補償(金銭と社会保障)、⑦教
科書への記述)をすること。侵略戦争に対する反省があるか、ないか 〈資料〉
- (2) 戦争以後世代の戦争責任は?→「ない」。しかし、ずつしりと重い「戦後責任」がある。
- (3) アジア・世界的視野で歴史認識・社会認識を私たちのものに
①戦後補償裁判(過去と現代を結ぶ環)を世論で支える、②近現代史重視の歴史教育、③教科書問題(「検定」制度の見直しと学校採択制)、④大学入試の改善、⑤地域、職場の課題→戦争体験から学び「体験」を超える「聞く会」「平和のための戦争展」などの開催、⑥「九条の会」を無数に→憲法を守り、憲法の実現を求める世論の形成
※青年(非体験者)は、戦争体験を語り継げるか→熊谷伸一郎『なぜ加害を語るのか』(岩波ブックレット)
- (4) アジアの民衆との交流→戦跡見学と交流
- (5) 憲法を守り・実現する人をすべての議会に→行政不作為と立法不作為の克服
「恒久平和局設置法」と「軍『慰安婦』問題解決促進法」(資料)の早期成立は急務
- (6) 総選挙が示したもの=国民は「競争社会」「多忙社会」「消費社会」「IT社会」「情報偏向社会」の中で、「思考停止」「知的衰弱」「平和ボケ」に追い込まれている。→何をなすべきか

〈エピローグ〉→「自国中心の歴史は、21世紀には通用しない」

- ★「北朝鮮問題」(=「拉致」、「脅威」)をどうみるか。
- ・徐京植(東京経済大学教授)「植民地支配の罪は植民地構成員の一人ひとりの生に取り返しのつかない変形を加え、その変形の最たるものとして、朝鮮半島の南北分断と在日朝鮮人の存在を作り出した」
 - ・高橋哲哉(東京大学)「拉致事件では日本民族が解体されたのでも『日本民族』の民族性が抹殺されようとしたのでもない。拉致事件はおぞましい人権侵害事件だが、運命を狂わされたのは、被害者の家族であって、圧倒的多数の日本国民ではない」
 - ・高吉嬉(山形大学)「38度線と日本の関係で言えば、日本は植民地支配という根源的責任を負っており、戦後は朝鮮戦争の特需で経済成長を成し遂げた歴史を負っている。日本人は、…中略…歴史認識を深め、今何をなすべきか真剣に考えてほしい。教育基本法の空洞化と『植民地支配民族』という概念の空洞化は、戦前と戦後の歴史認識の欠如と深く関係している」

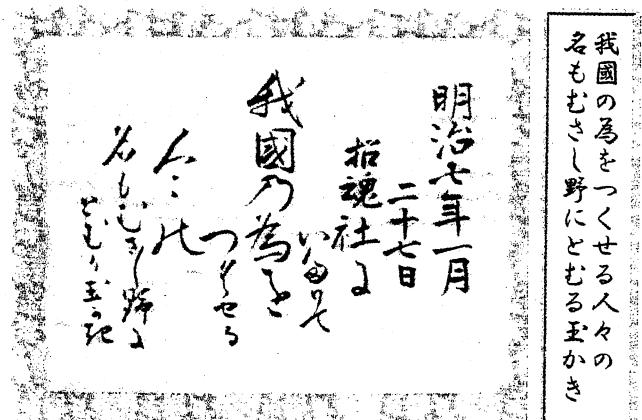
小国日本は天佑神助を信じ、明治天皇の下、將卒一丸となって**勇戦敢闘**し白人の**大国ロシア**を負かした。その勝利は植民地支配に苦しむ諸民族の独立の志士たちを励まし、半世紀後の大東亜戦争によって数々の国の独立を導いた。現代の民族自主独立の世界は**日露戦争と大東亜戦争の跡**に生れたものである。



■ジョージ五世戴冠式
前列左端が東郷元帥、右端が乃木將軍



■大正15年11月12日「三笠」保存記念式で昭和天皇(当時皇太子)をお迎えする東郷元帥



■明治天皇御製
—御創建以来初めて靖國神社に行幸された際にお詠みになられた御製—

『移動・遊就館』

- 主要な展示
- ◆ 武人のこころ ◆ 日清戦争
- ◆ 幕末 ◆ 日露戦争
- ◆ 戊辰戦争 ◆ 満洲事変
- ◆ 近代国家の形成 ◆ 支那事変
- ◆ 靖國神社の創建 ◆ 大東亜戦争
- ◆ 西南戦争 ◆ 散華の心・鎮魂の誠 他

第4回もうひとつの戦争展

- 日時 平成17年8月12日(金)～16日(火)
午前10時～午後4時30分
- 会場 愛知県中小企業センター
1階展示場 名古屋市中村区名駅4-4-39

入 場 無 料

-109-



未来をひらく歴史

東アジア3国の近現代史

2005年5月26日

第1刷発行

編著者：日中韓3国共通歴史教材委員会

装丁・本文レイアウト：松田礼一（商業デザインセンター）

発行所：株式会社高文研

終 章

21世紀の東アジアの平和のための課題 3. 歴史教科書問題

第二次世界大戦が終わって60年という歳月が流れました。過去の植民地支配と侵略戦争を自らの体験として記憶する人々も減ってきています。過去の悲しいできごとを二度と繰り返さないようにするために、私たちは歴史を学ぶ必要があります。そのとき、多くの人にとって最初の入り口になるのが、歴史教科書です。

戦争の記述

次の文章は、それぞれ、①韓国の国定中学校国史教科書、②中国の中学校歴史教科書、③日本の検定済中学校歴史教科書の中の1冊から、第二次世界大戦に関係する一部分を引用したものです。

①韓国

日帝（日本帝国主義の略）の侵略戦争によって、わが国は日本の戦争物資を供給する兵站基地に変わった。（中略）日帝はこうした物的な略奪ばかりか、韓国人に対し強制徴用によって鉱山や工場で苦痛に満ちた労働を強要したり、強制徴兵制と学徒志願兵制度を実施した。（中略）こうして、日帝はわれわれの物的・人的資源を略奪する一方、わが民族と民族文化を抹殺する政策を実施した。

②中国

占領区において、日本の侵略者は銃剣を用いてその植民統治を維持した。彼らは憲兵、警察、裁判所、監獄など、中国人民を弾圧する機構を設立した。軍隊、警察、スパイがいたるところで悪事の限りを尽くし、中国人住民に対して思いのままに逮捕し、残酷な拷問にかけ、ひいては殺害した。

③日本

これ（日本軍の緒戦での勝利）は、数百年にわたる白人の植民地支配にあえいでいた、現地の人々の協力があってこそこの勝利だった。この日本の緒戦の勝利は、東南アジアやインドの多くの人々に独立への夢と勇気を育んだ。／日本政府はこの戦争を東亜戦争と命名した。日本の戦争目的は、自存自衛とアジアを欧米の支配から解放し、そして、「大東亜共栄圏」を建設することであると宣言した。

ずいぶん違うイメージですね。③だけ、何か日本が戦争を通じて良いことをしたかのように描いていて、①、②のように戦争による被害に力点をおいた記述と大きく違う内容となっています。③の教科書でも、別の箇所で①のような事が少しだけ書かれていますが、「このような困難な中、多くの国民はよく働き、よく戦った。それは戦争の勝利を願っての行動であった」と、戦争に勝つためにしようがなかったというような書き方をしています。このような記憶



▲ 3 国の歴史教科書（左から、韓国の国定中学校国史教科書、中国の中学校歴史教科書、日本の検定済中学校歴史教科書）

の仕方は、東アジアの友好と平和という点から見てどうでしょうか。

日本の歴史教科書は、検定制度といって、民間の出版社が教科書を編集し、それが政府の検定を通過すれば学校で用いることができるようになっています。③の教科書は、2001年に検定を通過した『新しい歴史教科書』という教科書です。もちろん、日本の教科書がすべてこういう記述であるわけではありません。しかし、こういう教科書が出現したことに対して、日本や韓国、中国で大きな反発が起こりました。そのためこの教科書は、05年3月現在、日本の学校ではほとんど使われていません。

日本の歴史教科書と韓国・中国

日本の歴史教科書が国際的な問題となるのは、今日にはじまったことではありません。1950年代後半頃から、日本政府は検定制度を通じて、侵略戦争の事実や「侵略」ということばを教科書に書かせないようにしてきました。1982年には侵略戦争の事実や南京大虐殺などの加害をあいまいに表現させ、三・一独立運動を「暴動」と修正させる検定を行ないました。これに対して、韓国や中国から抗議の声が起きました。日本の近現代史は、韓国や中国の近現代史と深く関わっており、日本でどのように過去が記憶されるかは、韓国や中国にとっても重要な問題です。日本政府は、このとき以来、検定の基準に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされていること」という条件をつけ加えました。

ところが、1990年代半ば以降、日本政府は、再び朝鮮に対する植民地支配と第二次大戦の責任問題等の記述を縮小、削除させるような方向に向かいはじめました。それが、2001年の歴史教科書問題として現れたのです。

過去の加害と被害の歴史を正面から見つめることは、とてもつらいことです。自分にとって嫌なことや都合の悪いことからは、目をそらしたくなることもあるでしょう。しかし、過去の事実と向き合うことなく、未来の平和をつくりだすことはできません。私たちにとってどのように過去を記憶するのが望ましいのか、考えてみましょう。

意見広告

ともに東アジアの平和の担い手へ

PEACE

扶桑社版歴史教科書の採択を憂う韓国市民の思い

平和を願う日本の友へ

この文は皆さんと真の友人になりたいと願う韓国市民からの希望と友情の手紙です。

韓国と日本は数千年にわたって近しい隣人として過ごしてきました。両国は二〇世紀初めに支配と被支配の不幸な歴史も経験しましたが、いま私たちの前には新しい日韓関係の可能性が芽生えています。一日に一万人以上が両国を行き来するほど、私たちの距離は狭まりました。日本の歌を口すさむ韓国の若者や、「韓流」ブームの主役となった日本の女性たち誰もが、お互いを身近な存在として感じるようになりました。

ですが、韓国の私たちは時に悲しい思いにかられることもあります。韓国の人々が忘れてきたも忘れない歴史の痛みに、再び傷を与える出来事のためです。歴史を歪める日本の政治家の発言に、つらい体験をした私たちの両親や祖父母は心を痛めます。過去の侵略戦争や植民地支配を正当化する歴史教科書の登場は、子どもたちに不幸な歴史を引き継がせてしまうのではないかという恐れを抱かせます。

私たちは、過去にどうられるためではなく、和解と友情、平和な未来をひらくために、歴史を知ることが大切だと信じています。「知らない」とことが、時に人の心を深く傷つけてしまう場合もあるからです。

日本全国で教科書採択が行われている今、「新しい歴史教科書をつくる会」による扶桑社の歴史教科書は、韓国人々の心に暗い影を落としています。扶桑社の歴史教科書は、アジア諸国を共存のパートナーと見なさず、過去の侵略を正当化したり、戦争を美化しているためです。韓国の私たちは、扶桑社の歴史教科書によって、日本の民主主義が後退し、韓日の友情と和解、アジアの平和が損なわれることを憂っています。

このような教科書が、日本の教育現場で使われることになってしまったたら、韓国の子どもたちのパートナーである日本の子どもたちがどんな大人へと育つか、日本が危ない国としてアジアを再び脅かしたりはしないか、韓国と日本が眞の和解を果たした友として、ともに平和を創り上げることができるだろうか…。そういうた心配から、日本の行方を不安の中で見守っているのです。

平和を愛する日本の皆さんへ

私たちは四年前の教科書採択時、皆さんが「扶桑社のあぶない教科書NO!」を各地で叫び、戦争ではなく平和への道を選択されたことを鮮明に覚えていました。平和を願う市民の小さな行動が日本全国に広がり、世の中を動かす力へと変わっていく様子を観ることができました。

二〇〇五年のこの夏、皆さんはどのような選択をなさしますか。皆さんの大切な子どもたちにどんな教科書を手渡しますか。日本を見守る韓国とアジアの友人たちに、皆さんはどのような行動で応えてくださいますか。

私たちは、日本が過去の被害国との歴史の葛藤を乗り越え、アジア諸国からの信頼の中で、ともに平和を創る友の國となってくれることを心から願っています。どうか歴史を歪めない教科書と平和を目指す教育を選ぶことで、その最初のボタンをかけてください。

不幸な過去をくり返さないために、子どもたちに平和な未来を与えるためにー

二〇〇五年七月二二日

韓国の友より、平和への希望を込めて

アジアの平和と歴史教育連帯（構成団体 計90団体）
常任共同代表 徐仲錫（成均館大学校教授/歴史問題研究所所長）
李龍得（韓国労働組合総連盟委員長）
李秀浩（全国民主労働組合総連盟委員長）
李鉢日（全国教職員労働組合委員長）
黄智喰（韓国民族芸術人総連合会長/作家）

アジアの平和と歴史教育連帯 110-801 大韓民国 ソウル特別市 鎮路区 桂洞 133-6番地 2階
Tel 82-2-3672-4192 Fax 82-2-3672-4195 <http://www.ilovehistory.or.kr/japanese>

2005.7.22

「アジアの平和と歴史教育連帯」は、韓国市民の募金によりこの意見広告を掲載しています。

「つく3会 総会議案(05.9.25)
第1号議案 前年度事業報告及び決算報告の件

I. 採択戦の報告ならびに総括

1 採択結果の報告

《本議案書5頁の資料参照》

2 採択戦第2ラウンドの方針は何だったか

(1) 前回（4年前）の「採択率0.039パーセント」を受けて、今回は「採択率10パーセント」を目標に掲げて戦った。その際、この目標の実現可能性を裏付ける新たな条件として、昨年の総会の議案書は、次の5つの要因を挙げた。

- ①教科書の改善
- ②採択校の高い評価
- ③採択システムの適正化
- ④扶桑社の営業体制の強化
- ⑤国内外の情勢の変化

こうした条件を生かして、全力で取り組めば、10パーセントの実現は不可能ではない、とするのが、われわれの分析だった。

(2) その上で、採択戦の基本方針として、

- ①採択システムと運用の改善
- ②関係者との対話
- ③反対運動と偏向報道への対処の原則
- ④本部と支部の緊密な連絡

を掲げた。

3 採択戦の前進面

(1) 採択戦の主要な前進面は、次の3点に集約できる。

- ①従来の成果を減らさず、微増させた。

ア) 栃木県の大田原市と東京都の杉並区であらたに採択され、一般の区市町村の公立学校に採択地区が広がった。イ) 県立学校では、滋賀県の中高一貫校一校が新たに採択した。ウ) 私立中学校でも、前回採択した学校をほぼ確保するとともに、若干の学校に広げることができた。

②「3対2」で惜敗した教育委員会が多数出た。特に県庁所在地やそれに準ずる都市で目立った。

- ③「教育委員が採択する」という流れが全国的に浸透した。

(2) 採択戦のその他の前進面を列挙すれば、次の通りである。

- ④多数の学習会の開催と、分かりやすいパンフレットやビデオの作成・普及
- ⑤教科書の分析資料の作成と関連図書の出版
- ⑥外国語への翻訳とネットへの掲示
- ⑦議連との連携と国会質問
- ⑧採択期間中の市販の合法性を文科省に認めさせたこと
- ⑨無償措置法改正の筋道をつけたこと
- ⑩杉並作戦の成功

4 採択戦第2ラウンドを取り巻く状況

(1) 2つの条件変化による有利な情勢

先に挙げた5つの条件のうち、①の教科書本体の改善については、関係者の努力で大きな成果をあげたといえる。そのことは、今回の採択戦で、教科書の内容に関する批判はほとんど鳴りを潜め、反対派は「戦争賛美の教科書」などという、根拠のない無内容なレッテル貼りに終始したことにもあらわれている。

また、⑤の内外情勢の変化では、3年前の小泉訪朝による日本人拉致問題の暴露によって新たな局面が切り開かれた。とりわけ昨年夏のサッカー試合における中国人観客の無礼な振る舞いや、今年2~3月の韓国における竹島騒動、4月の中国における暴力的な反日デモなどによって、日本人の間で中韓両国の実情に対する理解が広がり、嫌中・嫌韓感情も高まった。

こうした流れを背景に、中韓両国の教科書批判については、文相や外相が積極的な反論発言をおこない、メディアの一部も前回のような「つくる会」たたきを展開することはできなかった。また、中韓の教科書採択への干渉についても、逆効果となることをおそれたメディアによって報道が抑制され、全体的なメディアの雰囲気としては、前回のような「つくる会」包囲網がしかれることはなかった。

また、自民党は運動方針の中に、教育、教科書問題を組み込んだ。いくつかの県で、自民党主催の教科書学習会が開催された。

これらは、採択戦にとっては明らかに有利な状況であるはずだった。しかし、それらを採択という結果に結びつけることはできなかった。

(2) 採択を阻む3つの壁

では、なぜ今回、所期の目標に近づくことができなかつたのだろうか。観点を変えて、そもそも「つくる会」の教科書の採択を阻む勢力がどのように配置されているかを検討しておきたい。

「つくる会」教科書の採択が決定的な不利益となり、従って死にものぐるいで採択を阻止・妨害しようとする勢力は次の3つであり、これらが「採択の壁」となっている。

- ①中韓の外圧
- ②左翼政党や日教組など国内の反対勢力

③教科書会社の営業利権

このうち、前回は①と②の作戦通りにことが進み、採択にとって極めて不利な状況がつくられた。今回は、前項で分析した事情により、①はほとんど報道されず、②も大幅に動員力を減退させた。その結果として、前回よりも相対的には③の「教科書会社の営業利権の壁」がその正体を垣間見せたといえる。

しかし、メディアが報道しなかったということは、中韓の外圧がなかったということを少しも意味しない。それどころか、韓国の自治体との姉妹都市関係を利用して、中学生に手紙を書かせるなど、前回よりもさらに徹底した干渉が行われた。

(3) 明るみに出た教育界の構造

「3対2」の負け、という結果は、5人の教育委員のうち2人までが扶桑社に投票したことであるが、それは同時に、「3人目」を獲得することに失敗したことを意味する。採択がほぼ確実と見なされていた地区が軒並み敗北したのは、それが直接の原因である。「3人目」の争奪に教科書会社の営業はしのぎを削り、「つくる会」はそのつばぜり合いに負けた。それらの個別事例を分析するなら、数々の醜悪な事実が浮かび上がるだろう。

3つの壁は地下水脈で連結しており、濃密な利権構造をつくりあげ、教育委員会や教育現場を支配している。この構造を明るみに出すための調査と暴露、そして、この構造を打破するための新たな方針と精力的な活動が必要とされている。

5 採択戦の問題点

(1) 今回の全体としての採択実績は0.4パーセント(5000冊余)で、目標にははるかに届かず、極めて不成績に終わった。公民教科書は、0.2パーセントだった。その原因を深く究明することが求められている。

(2) 第一の要因は、市販本の遅れである。前回も6月上旬までずれ込んだが、今回は、市販本が発売されたのは、8月上旬だった。採択戦はいわば、「武器なき戦い」を強いられる結果となった。

(3) 第二の要因は、採択権限を有する教育委員への働きかけが弱かつたことである。これは、基本的にはわれわれの総合力が及ばないということであるが、条件のあるところでも取り組みの積極性に欠けていた。「2対3」で採択に到らない地区が続出したことは、それだけ支持が広がったと見ることもできるが、それは同時に「3人目」を獲得することに失敗したことを意味する。採択がほぼ確実と見なされていた地区が軒並み敗北したのは、それが直接の原因である。

(4) 第三の要因は、「つくる会」のリーダーシップの欠陥である。採択戦の最中の、個々の採択地区に対する戦術指導面に問題をかかえていた。それは一言でいえば、

戦術における著しい受動性・消極性である。会は、「静謐な採択環境の確保」という文科省通知の文言を用いて反対派の大衆行動に反対してきたが、一部を除き、必要な場合にこちら側も果敢な大衆動員によって、賛成派の力を見せつけるという発想が弱かつた。「目に見える運動」への切り替えの必要性と、適切な時期の判断に甘さがあった。

(5) 第四の要因として、適切な攻撃性の欠如があげられる。不当で理不尽な「つくる会」攻撃を繰り返す左翼集団に対する適切な反撃と暴露、不当な動きをした教育委員会、個々の教育長、教育委員長などへの名指しの批判が展開されるべきであったが、こうした攻撃的な姿勢に欠けていた。マスコミの不当な報道に対する対処も弱かつた。中韓の異常な内政干渉への対処も弱かつたが、これは郵政解散から9.11総選挙へとなだれ込む時期と重なった不運もあった。総じて、「③反対運動と偏向報道への対処の原則」という採択戦の方針が実践されなかつた。「攻撃は最大の防御なり」という戦いの鉄則が守られなければ勝ち目はないことを肝に銘すべきである。

(6) 第五の要因として、出版社との基本方針の食い違いがあつた。それは、次の諸点にあらわれた。

- ①市販本の遅れ（上述）
- ②採択制度改革の重要性の理解
- ③「つくる会」の活動の位置づけ
- ④白表紙本の問題

6 採択戦の教訓と今後の課題

(1) 改めて明瞭になったことは、「つくる会」の教科書を採択することが、通常の教科書営業の論理とは全く異なる次元にある問題だということである。「つくる会」教科書の<採択実現の4条件>を次のように定式化したい。

- ①首長の支持
- ②教育長を含む「3人以上」の教育委員の支持
- ③議員・議会の支援
- ④「目に見える」市民グループの支援

会の活動は、今後、これらの条件の創出をめざして集約されなければならない。

(2) 組織の体質を、上記の活動に集中できるような、活力ある効率的な組織に変えなければならない。

市民会議通信

戦争被害調査会法を実現する市民会議 (共同代表 西川重則 西野瑠美子)

連絡先 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-6-1 小宮山ビル201
TEL/FAX 03-3288-2560 郵便振替 00180-8-415625 「調査会法市民会議」
URL <http://www.geocities.jp/siminkjp/> e-mail simink@hkg.odn.ne.jp

2004年12月5日発行 領価100円

恒久平和調査局設置法案の早期成立を

韓国で旧植民地時代の日本による徴用、徴兵の被害実態を調査する委員会が発足

■ 11月10日に発足

旧植民地時代に日本が行なった徴用や徴兵による強制動員被害を調査する委員会が11月10日、韓国で発足した。正式名称は「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」(委員長はチョン・ギホ慶熙大名誉教授)。同委員会は2004年2月13日に韓国国会で成立し、9月6日に施行された「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」に伴って、国務総理の所管下

に設置された。

■ 真相調査と人権回復

真相究明委員会は、強制動員被害に関連した国内外の資料を収集・分析し、犠牲者とその遺族を調査し、遺骨の発掘および収集、被害者の人権回復のため資料館などを建設する。

■ 期間は2年間

真相調査は85名で構成された事務局が担い、韓国の各市・道の実務委員会で被害の申告を受けつける。調査期間は開始の日から2年以内(6カ月の範囲内で2回延長可能)とされ、調査完了後、6カ月以内に大統領府と国会に調査報告書を提出し、公表する。

■ 大統領は最大限支援を約束

盧武鉉大統領は委員会の発足に当たつ

強制動員被害真相究明委員会(9名)

委員長:チョン・ギホ慶熙大名誉教授
委員:ソ・ジョンソク成均館大教授、チョン・ジンソンソウル大教授、キム・グァンヨル光云大教授、キム・ミニヨン郡山大教授、チャン・ワニク弁護士(以上、民間委員)
法務長官、行政自治長官、国務調整室長(以上、当職)

事務局長:チェ・ボンテ弁護士

て「解放以後10年の間にすべて解決すべき問題だったのに60年近い歳月を過ごしてしまった」と語り、委員会活動を最大限支援することを約束した。

■ 対象者は約800万人

強制動員の対象者は、軍人・軍属で36万余、徴用で751万人に達すると言われている。調査は韓国だけでなく、日本の協力が不可欠となる。日韓両国が協力して真相究明に取り組めば、両国の友好も深まるに違いない。そのためにも恒久平和調査局設置法案の成立が待たれる。

(注:韓国語では真相究明の用語に「糾明」の文字を使用しています。)

HEADLINE



- | | |
|-------------------|--------------|
| 強制動員被害調査委員会発足(韓国) | P1 |
| アーカイブズ国際シンポジウム | ... P2 |
| 戦後60年国会で成立を | ... P3 |
| 歴史の事実をどう伝えるか | 西川重則 P4-5 |
| ドイツにおける記憶の保存 | 鳥居靖 P6-7 |
| アクティブ・ミュージアム | 渡辺美奈 P8 |
| 開拓に隠された眞実 | 川村一之 P9-13 |
| 森村誠一著『笹の墓標』 | ... P12 |
| 韓国・春川を訪問 | 増田博光 ... P14 |
| 地方議会で学ぶ | 加藤健一 ... P15 |
| 事務局から | ... P16 |

[별지 제1호서식]
別紙第1号書式

日帝強占下強制労員被害 爲付番号 (地域)

접수번호 (지역) -

일제강점하강제동원피해 진상조사신청서

申請人
申請事由

신청인	성명(한자)	姓名 (漢字)	주민등록번호	住民登録番号
	주소	住所	전화번호	電話番号
신청사유	신청의 취지	申請の趣旨		
		申請の原因による事實		
立証資料 입증 자료	※ 추가자료 별첨가능 追加資料別添可能			

日帝強占下強制労員被害真相糾明等に関する特別法第12条
일제강점하강제동원피해진상규명등에관한특별법 제12조 및 동법시행령
제17조의 규정에 의하여 진상조사를 신청합니다.
及び同法施行令第17条の規定により真相調査を申請します。

년 年 월 月 일 日

신청인
申請人

(인 또는 서명)
印又は署名

일제강점하강제동원피해진상규명위원회 위원장 귀하
日帝強占下強制労員被害真相糾明委員会委員長様

3.1 節記念式典

第86回3.1節記念式典における盧武鉉大統領の祝辞
全文 2005年3月1日（駐日韓国大使館）

盧武鉉韓国大統領

私は、今再び、日本人の知性に訴えたい

[青瓦台・總理室] 青瓦台 報道資料 2005年3月1日
盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領、第86周年3.1節記念式典に出席

盧武鉉大統領は、今日、柳寛順（ユ・グアンソン）記念館で開かれた第86周年3.1節記念式典に出席した。〔編集者注：1919年柳寛順が日本からの独立運動を導いた時、彼女は16歳だった。柳寛順は、逮捕され、拷問を受け、刺し殺された。彼女の家族も殺された。〕

盧大統領大統領は、3.1独立運動の偉大な精神と韓国の愛国心に満ちた先人達の犠牲に敬意を表した。

以下は、大統領祝辞の前文である。

第86回3.1節記念式典・祝辞

愛する国民の皆様、独立運動に貢献された愛国者の皆さまと韓国内外から来られたご来賓の皆さま！

今日、柳寛順（ユ・グアンソン）記念館で第86周年3.1節記念式典を開催できますことを喜ばしく思います。当時の感情が、鮮やかに甦るのを感じております。

3.1独立運動は、わが国の誇るべき歴史です。3.1独立運動において、今日なお社会や国際秩序の普遍的原則として尊重されている、自由、万人の平等、国家の主権と独立、という価値観を宣言しました。それは、上海の暫定政府から今日の参加型政府に至って、移行した大韓民国の正当性の根幹をなすものです。

我々は、3.1独立運動の偉大な精神を継続せねばならず、100年前の過ちを繰り返してはなりません。それこそが愛国先烈に対する義務であり、3.1節を迎えるにあたり、この誓いを胸に抱くものです。

国のために命を捧げ民主主義と繁栄への足がかりを作った愛国心あふれる先人の方々に深い敬意を表します。独立に貢献された愛国者の方々とそのご家族に対し深い敬意と謝意を表明いたします。

国民の皆さま

先週の日曜日に、私は独立記念館を訪問いたしました。

大韓帝国末期に、開国問題をめぐる論争で国が分裂し、論争を超えた深刻な事態を招き、やがて国家指導者が国と国民を裏切る結果になったことを思い起こし、今日我々が何をなすべきかを思索してみました。弱体化したわが国が、我国の領土を巡る武力紛争に明け暮れる日本、中国、ロシアのどこの国と手を組んだところで、大した違いはなかったという事実に私は狼狽し、国力の重要性について熟考しました。そして、私は今日の大韓民国を非常に誇りに感じています。

今日の韓国は、大国の渦の中で何の影響力も行使できずにいた100年前とは異なります。我々は、国際社会で誇る民主化、経済発展および充分な防衛力を獲得して、自分を防衛できる力を持っています。現在我々は、北東アジアで均衡を取る役割を担うために國防力強化に励んでいます。愛国心あふれる我々の先人達は、現在の我々の国際的地位を見て安堵することでしょう。

国民の皆さま！

今年は、韓日国交正常化40周年を迎える特別な年です。その一方で、韓日条約関連文書の一部が公開されて、まだ未解決である過去の問題が再燃し、新たに難しい問題が浮上しました。

他方で、韓日関係は、法的また政治的には大きな進展を遂げました。1995年、日本の村山首相は、「反省と謝罪」を表明し、1998年に金大中大統領と小渕首相は、「21世紀に向けた新パートナーシップ」を宣言しました。2003年、小泉首相と私は、「北東アジアの平和と繁栄の時代における協力」に関する共同声明

明を発表しました。

韓日は、北東アジアの時代を切り開くために共に働く運命を共有しています。相互協力を通じた平和と共通の繁栄の強化の追及なくしては、韓日は、その国民に安全と幸福を保証できません。法的および政治的分野での進展だけで、両国の将来を保証することができません。それだけでは、我々がなすべき事を全て行ったとは言い難いのです。一歩進んで、本格的な和解と協力に向けた努力をする必要があります。

我々は、眞実と誠実を持って両国の国民間に存在する心理的な壁を打ち破ることで、眞の隣人として生まれ変わらねばなりません。

フランスは、反国家的活動に関与した国民に対し厳しい判決を下しましたが、ドイツに対しては寛大に手を組み、欧州連合を創設しました。昨年、フランスのシラク大統領は、初めてノルマンディー上陸60周年記念式典にドイツ首相を招き、“フランス国民は彼を友人として歓迎する”と述べました。

フランス人と同様に、わが国民も日本の寛大な隣国になることを要望しています。

これまで、韓国政府は、国民の間で怒りや憎悪を助長させぬよう自制し、和解と協力の推進に向けた前向きな努力をしてきました。実際、私は、韓国国民が自制心と理性をもち慎重に行動してきたと考えます。

韓日関係の進展に敬意を表し、私は、二国間の歴史問題を外交問題として提起しないと公言しました。私の考えは今も変わりはありません。その理由は、歴史問題が首を擡げる度に、二国間交流や協力が行き詰まり、両国間のもつれが高まることは、将来に支障をきたすと思うからです。

しかし、この問題は、韓国的一方的な努力だけでは解決できません。二国間関係の更なる発展には、日本政府と日本国民の真摯な努力が必要です。日本は、過去の眞実を糾明し、反省し、心から謝罪し、必要があれば補償し、和解しなければなりません。これが、世界のあらゆる国々で見られる歴史を清算するための普遍的プロセスなのです。

私は、日本人拉致問題を巡る日本国民の怒りを十分に理解いたします。しかし、同じように日本が自らを反省することも同時に要請したいのです。日本が、強制徴用から従軍慰安婦問題に至るまで、日帝36年間に、数千、数万倍の苦痛を強いられたわが国民の怒りを理解することを望みます。

私は、今再び、日本人の知性に訴えたいのです。私

は、日本が、誠実な自己反省に基づき、韓日間の感情的なしこりをなくし、傷を癒すことにイニシアティブを取って欲しいと思います。それこそが、先進国として誇り高い日本が、知性的国家としての存在を示すことです。そうせずに、日本は過去の束縛から逃れられないし、経済や軍備面で如何に強力になろうとも、日本が、隣国の信頼を得て国際社会で指導力を発揮するのは難しくなるでしょう。

ドイツは、そうしました。その結果、良い扱いを受けています。ドイツ人は、自ら過去を探求し、謝罪をし、賠償をし、これらの断固たる倫理的行為により、欧州統合において指導力を発揮しました。

尊敬する国民の皆さん！

韓日条約に関して、また、賠償問題に関して、政府も、対応が不十分であったと思います。

政府は、韓日関係の国交正常化が不可避であったと考えます。韓国が、永久に対日関係を修復せずにはいられないし、当時の韓国政府が、我々が求める全ての項目を勝ち取れなかったのには理由があつたでしょう。しかし、日本の支配下で苦しみを受けた個人の立場から見て、國家が国民個人の賠償請求権を一方的に処理したことには納得出来ないだろうと思います。

連まきながら、政府は、この問題の解決に向けて積極的に努めていきます。政府は、適切な解決を求めて、一般国民の声に耳を傾け国会とも協議していきます。既に、国務総理室傘下に、民官共同委員会を設置して色々な方案を検討しており、もっと包括的な意見収集や解決のために国民諮詢委員会の設置を準備しております。

賠償請求権への取り組みと平行して、政府は、これまで葬られてきた眞実の究明に力を尽くす一方で、日本での韓国人被害者の遺骨回収と本国帰還など、関連の問題に積極的に取り組んでいきます。日本も法的側面を越えて、人類の普遍的倫理と隣国からの信頼にかかる問題という認識をもつて積極的な姿勢をみせなければなりません。

国民の皆さん

3.1 独立運動の精神を思い起こし、未来へ向かつて果敢に進み、我々の先人たちが思い描いた先進国・韓国を築いていきましょう。日帝の刀や銃口に対して立ち上がった愛国者達の勇気と、すべてを乗り越えて一つになれた国家団結の精神が我々の将来を導いてくれるでしょう。

有難う御座いました。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

2004年6月9日衆議院提出（衆法第51号）

提出者 嶋山由紀夫、石毛鉄子、藤田幸久、石井郁子、
土井たか子、横光克彦 賛成者187名

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六章の次に第一章を加える。

第六章の二 恒久平和調査局

第十六条の二 今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く。

恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査する。

一 今次の大戦に至る過程における我が国の社会経済情勢の変化、国際情勢の変化並びに政府及び旧陸海軍における検討の状況その他の今次の大戦の原因の解明に関する事項

二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与により労働者の確保のために旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者に対して行われた徵用その他これに類する行為及びこれららの行為の対象となつた者の就労等の実態に関する事項

三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（以下「性的強制」という。）による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項

四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は間接の関与により行われた生物兵器及び化学兵器の開発、実験、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄及び使用の実態に関する事項

五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧陸海軍の直接又は間接の関与による非人道的な行為により旧戸籍法の規定による本籍を有していた者以外の者の生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、財産に生じた損害の実態に関する事項

七 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対し我が国がとつた措置及び当該損害に關し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項

館長は、前項各号に掲げる事項につき調査を終えたときは、その結果を記載した報告書を作成し、両議院の議長に対し、これを提出しなければならない。

館長は、第二項各号に掲げる事項につき調査を終えるまで、毎年、調査中の事項についての報告書を作成し、両議院の議長に対し、これを提出しなければならない。

第二項の調査及び前二項の報告書の作成を行うに当つては、関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならない。

第十六条の三 館長は、前条第二項の調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を要求することができる。

館長は、前条第二項の調査を行うため特に必要があると認めるときは、同項各号に掲げる事項について学識又は経験のある者その他の前項に規定する者以外の者（国外にいる関係人を含む。）に対しても、必要な協力を依頼することができる。

関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長が第一項の要求に係る資料の提出を拒むときは、その理由を疎明しなければならない。その理由を館長が受諾し得る場合には、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、当該資料の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、館長は、両議院の議長に対して、第一項の要求に係る資料の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求するよう求めることができる。

前項の求めを受けた両議院の議長が同項の声明を要求し、これに対して同項の声明があつた場合は、第一項の資料の提出の要求を受けた関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、当該資料の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣が第四項の声明を出さないときは、第一項の資料の提出の要求を受けた関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長は、当該資料の提出をしなければならない。

附 則

- 1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 当分の間、国立国会図書館の職員（館長、副館長、休職者（これに準ずる者として館長が定める者を含む。）及び非常勤職員を除く。）の定員は、九百六十七人とする。

理 由

今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社会における名誉ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、國權の最高機關たる国会に置かれる国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億五千万円の見込みである。

東京・千代田区議会

国立国会図書館に恒久平和調査局の設置を求める意見書

国立国会図書館に恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」は、平成11年8月に国会に提出され、以来、国会の解散、再提出を経て、平成15年10月、第157回国会で審議未了・廃案となりました。さらに、同法律案は平成16年6月、今国会に再び提案され、継続審査となっています。

この法律案の提案理由の趣旨は、「今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、我が国の国際社会における名譽ある地位の保持及び恒久平和の実現に資するため、国権の最高機関たる国会に置かれる国立国会図書館に、恒久平和調査局を置く必要がある」というものです。

歴史的事実を公正中立な立場から調査し、歴史事実を各国で共有することは、国際社会において必要不可欠な課題であり、国会が率先して歴史認識の基礎となる事実を検証することは、大きな意義をもつものです。

かつて千代田区は度重なる空襲により、5,700人余の死傷者を出しました。戦争の惨禍を後世に伝えていくことは、国際平和都市千代田区宣言を行い、世界の恒久平和を希求する我々区民の責務であります。

よって、千代田区議会は区民とともに、国会に対し、国立国会図書館に恒久平和調査局を設置することを求めるものです。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成16年6月18日

千代田区議會議長 鳥海隆弘

衆議院議長 参議院議長 あて

東京・武蔵野市議会

国立国会図書館への恒久平和調査局設置に関する意見書

恒久平和調査局の設置目的は、「今次の大戦及びこれに先立つ一定の時期における惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態について我が国民の理解を深め、これを次代に伝えるとともに、アジア地域をはじめとする世界の諸国民と我が国民との信頼関係の醸成を図り、我が国の国際社会における名譽ある地位の保持及び恒久平和の実現に資する」(「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」第150回国会提出・衆法18号)ことになります。恒久平和調査局を設置するための法律案は、第157回国会で審議未了となりました。しかし、各国の歴史認識の相違は相違として、歴史的な事実を公正中立な立場から調査し、歴史事実を各國で共有することは、未来志向の国際社会において必要不可欠な課題ではないでしょうか。国会が率先して歴史認識の基礎になる歴史事実を検証することの意義は、大変大きいと考えます。

よって武蔵野市議会は、立法府である国会が、公正中立な立場から戦争中の歴史事実を調査できるよう、国立国会図書館に恒久平和調査局を設置することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年6月29日

武蔵野市議會議長 田中節男

衆議院議長 参議院議長 あて

図書館問題研究会

「恒久平和調査局設置法(国立国会図書館法の一部を改正する法律)」の早期成立を求める大会決議

国立国会図書館に恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」は、1999年8月に国会に提出され、審議未了・廃案を繰り返し、現在衆議院で継続審査となっています。

この法律案は、60年前に日本が行なった15年間のアジア・太平洋戦争について、国権の最高機関である国会に置かれる国立国会図書館に調査局を設置し、戦争に至る原因の解明、朝鮮人・中国人の強制連行の実態、女性に対する性的強制の実態、化学兵器の実態、政府・軍による非人道的行為の実態を調査し、国会に報告書を提出する事業を行うためのものです。

本年2月に韓国において、「日帝強制労働員真相究明特別法」が成立し、調査委員会が設置され動き出そうとしています。日本は、清算すべき過去の問題に目をつむり、その歴史さえも抹殺しようとしてきました。歴史的事実を公正中立な立場から調査し、歴史事実を各國で共有する事は、

国際社会において必要不可欠な課題であり、国立国会図書館が、歴史認識の基礎となる事実を検証する事は一刻を争う急務の課題となっています。

この法律案について、既に埼玉・新座市、東京・府中市、北区、中野区、板橋区、港区、千代田区などの議会が制定を求める意見書を議決しています。

図書館問題研究会第51回全国大会に集まった私たちは、本法の制定が、資料を収集・提供する図書館の役割の一環としても重要な役割を果たすものと考えます。また、恒久の平和を念願し、アジアをはじめとする諸国民との信頼を図り、国際社会で名譽ある地位を占めることを欲する人間として、早期に法律案を成立させることを要望し、全国大会の名においてここに決議します。

2004年7月6日

図書館問題研究会第51回全国大会

「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」提出にあたって

法案の内容と経緯

本日、野党3党と無所属の議員による「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」が参議院事務総長に手渡され、再提出されました。

いわゆる「慰安婦」問題の解決促進をめざすこの法案は2001年の第151国会に初めて提出され、今回が6回目の提出です。政府がこの問題は法的に既に解決済みとし、裁判でも被害者側の敗訴が続いている状況で、多くの被害者、支援者がこの法案の成立による「立法解決」に期待を寄せてくださっています。被害者が高齢化するなか、解決促進のために残された時間は多くないという認識のもと、戦後60周年の今年の通常国会で、国会の場で与野党の理解を深め、成立を目指します。

発議者

岡崎トミ子、円より子、千葉景子、和田ひろ子、齊藤勁（以上、民主党）、吉川春子（共産党）、福島瑞穂（社民党）、黒岩宇洋、糸数慶子（以上、無所属）

内容

- ・「戦時性的強制被害者問題」の解決の促進を図り、関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成、我が国の国際社会における名誉ある地位の保持に資することが目的である。
- ・旧陸海軍の関与の下に行われた、組織的・継続的な性的行為の強制について、
1) 国が謝罪の意を表すこと、2) 尊厳と名誉が害された女性の名誉等の回復に資するための措置を国の責任において講じること、3) そのために総理を会長とした戦時性的強制被害者問題解決促進会議を設置すること等を定める。

経緯

- ・151国会（01年）参議院に共産党、社民党と共同で提出（3月21日）。内閣委員会に付託され、趣旨説明。廃案。
- ・153国会（01年）参議院に再提出（11月14日）。内閣委員会に付託。継続。
- ・154国会（02年）参議院内閣委員会で初質疑（7月30日）。
- ・155国会（02年）内閣委員会で参考人質疑（12月12日）。廃案。
- ・156国会（03年）参議院に再提出（1月31日）。内閣委員会に付託。廃案。

（2004年）

- ・6月9日 参議院に再提出。（159国会、審議未了により廃案。）
- ・12月1日 参議院に再提出。（161国会、審議未了により廃案。）

（2005年）

- ・2月28日 参議院に再提出。（162国会）

関係国議会の支持

関係国議会で、本法案支持の決議が採択されている。

- ・フィリピン下院人権小委員会決議（1999年2月）
- ・台湾立法院法案支持決議（2002年10月）
- ・韓国国会制定促進決議（2003年2月）
- ・フィリピン下院外交委員会決議（2005年1月）

(目的)

第一条 この法律は、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の関与の下に、女性に対して組織的かつ継続的な性的な行為の強制が行われ、これによりそれらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事實を踏まえ、そのような事實について謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資するための措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題となっていることにかんがみ、これに対処するために必要な基本的事項を定めることにより、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図り、もって関係諸国民と我が国民との信頼関係の醸成及び我が国の国際社会における名誉ある地位の保持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「戦時における性的強制」とは、今次の大戦及びそれに至る一連の事変等に係る時期において、旧陸海軍の直接又は間接の関与の下に、その意に反して集められた女性に対して行われた組織的かつ継続的な性的な行為の強制をいう。

2 この法律において「戦時性的強制被害者」とは、戦時における性的強制により被害を受けた女性であつて、旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）の規定による本籍を有していた者以外の者であったものをいう。

(名誉回復等のための措置)

第三条 政府は、できるだけ速やかに、かつ、確実に、戦時における性的強制により戦時性的強制被害者の尊厳と名誉が害された事實について謝罪の意を表し及びその名誉等の回復に資するために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置には、戦時性的強制被害者に対する金銭の支給を含むものとする。

(基本方針)

第四条 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 前条に規定する措置の内容及びその実施の方法等に関する事項
- 二 前条に規定する措置を講ずるに当たって必要となる関係国の政府等との協議等に関する事項
- 三 いまだ判明していない戦時における性的強制及びそれによる被害の実態の調査に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関し必要な事項

3 政府は、基本方針を定め、又は変更したときは、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

(関係国の政府等との関係に関する配慮)

第五条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束との関係に留意しつつ、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力の下に、これを行うよう特に配慮するものとする。

(戦時性的強制被害者の人権等への配慮)

第六条 政府は、第三条に規定する措置を実施するに当たっては、戦時性的強制被害者の意向に留意するとともに、その人権に十分に配慮しなければならない。

2 政府は、第四条第二項第三号の調査を実施するに当たっては、戦時性的強制被害者その他関係人の名誉を害しないよう配慮しなければならない。

(国民の理解)

第七条 政府は、第三条に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第八条 政府は、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(国会に対する報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進に関して講じた施策及び第四条第二項第三号の調査により判明した事實について報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(戦時性的強制被害者問題解決促進会議)

第十条 内閣府に、戦時性的強制被害者問題解決促進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本方針の案を作成すること。
- 二 戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策について必要な関係行政機関相互の調整をする